

令和8年6月8日
総務部監理課

下水道災害復旧工事における一般競争入札の参加資格要件の拡大について

「下水道災害復旧工事」につきましては、早急な復旧を目指し、これまで町内事業者への発注を優先するべく入札参加資格要件を町内事業者に限定して一般競争入札を実施してきましたが、度重なる入札不調により、復旧工事の着手が遅延し、町民生活への影響が懸念される事態となっております。

この現状を解消し、復旧工事の早期完了および入札の確実な執行を図るため、下記のとおり入札参加資格要件を見直しします。

記

1. 見直しの内容

入札参加資格要件を主たる営業所(※)の所在地が「津幡町内」から「石川県内」に有する事業者へ拡大します。※本社・本店のこと

2. 対象となる工事

予定価格5,000万円以上の下水道災害復旧工事

3. 適用開始時期

令和8年6月8日より適用

4. 今後の対応について

今回の要件拡大は、入札不調の対応として、災害復旧工事を迅速に進めるための緊急的な措置です。今後も入札参加資格要件の見直し等が必要となる場合は、随時、検討・調整を図っていきます。